

燕市行政改革推進プラン

(平成 28 年度～令和 4 年度)

【中間評価に基づく見直し版】

(素案)



新潟県燕市

平成 28 年 3 月

令和 2 年 3 月改定

目 次

◎ プランの中間評価・見直し	中間評価・見直しで追加		3
1. プラン策定の趣旨			4
2. プランの位置付け			4
3. 計画期間	中間評価・見直しで修正		5
4. 本市の現状と課題			5
5. これまでの行政改革の成果			7
6. プランの目指す姿			11
7. プランの基本的方向	中間評価・見直しで修正		11
方向1 財政力の向上			
方向2 行政力の向上			
方向3 職員力の向上			
8. プランの目標指標	中間評価・見直しで修正		14
9. 燕市業務改善運動			
「TQC (Tsubame work Quality Challenge)」の推進			17
10. プランの進行管理			18
実施計画			19
資料編			32

◎ プランの中間評価・見直し

本市の行財政改革は、「燕市行政改革推進プラン」に基づき、平成 28 年度からこれまで年度単位で策定してきた実施計画に定めた累計 60（令和元年度実施計画時点）の具体的な実施項目を実践するとともに、その実践内容の評価・検証を毎年度行うことにより、推進してまいりました。

今年度は、7 年間のプラン計画期間（平成 28 年度～令和 4 年度）の中間年度に当たることから、期間後半に取り組む実践の実効性向上を目的に、これまで進めてきた全実施項目の実践結果やプランの目標指標の達成状況などについて、行政改革推進委員会の審議を踏まえて評価し、今後において重点的に対応しなければならない課題や対応方針を「燕市行政改革推進プラン中間評価報告書」として取りまとめました。

（中間評価の概要は次表のとおり）

その結果、行政改革推進プランについても、下記概要のとおり基本的方向性などについて、補足・強化の必要性が明らかになったことから、必要な見直しを行います。

【中間評価の概要】

区分	重点課題や対応方針
財政力の向上	○必要性や効果の検証による事業見直しの推進と財務体質の改善に結び付く取り組みの着実な実行 ・第 2 次幼稚園・保育園適正配置実施計画に基づく幼稚園、保育園の適正配置や民営化 ・建物系公共施設保有量適正化計画に基づく公共施設の統廃合 ・使用料、手数料、負担金等の見直し など
行政力の向上	○適正な行政サービスの推進による、市民サービスの維持・向上、情報発信・情報共有の取り組みの充実、情報通信技術を導入した一層効率的な事務事業の執行体制の構築 ・時代に適合した情報発信のあり方の検討と具体化 ・A I や R P A などの情報通信技術の導入と活用 など
職員力の向上	○更なる住民ニーズの多様化に対応するための、能力や専門性を持つ職員の育成・確保とプラン目標指標（政策形成能力の向上）の追加 ・多様な人材を適切かつ効果的に活用する新たな定員適正化計画の策定と推進 ・組織の人員構成が変化する状況下においても職員力を維持・向上するための職員研修の充実 ・社会的要請として求められている、働き方改革や、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた実践 など

※中間評価の詳細は「燕市行政改革推進プラン中間評価報告書」を参照

1 プラン策定の趣旨

人口減少や景気の低迷など、地方自治体を取り巻く社会情勢の大きな変化や厳しい財政状況の中で、「第2次燕市総合計画」が目指すまちづくりの実現に向けて各種施策を着実に進めるためには、持続可能な行財政運営の確立が不可欠です。

本市では平成19年12月に策定した「燕市行政改革大綱」に基づき、行政改革を推進してきました。この取り組みについては、一定の成果を上げてきたものも数多くあり、「行政改革大綱」の基本目標はおおむね達成した一方で、当初の計画どおりに推進が図れなかったものもあることから、それらを精査し、今後の行政改革に反映するなど不断の取り組みが求められています。

そこで、市民ニーズの多様化や時代の要請にあった、質の高い行政サービスを安定的・持続的に提供できる行政システムを構築し、限られた経営資源を最も効果的・効率的に配分するため、新たな視点に立った「行政改革推進プラン」を策定しました。

本プランは、従来の大綱に当たる行政改革の基本的な方向と、それを達成するための具体的な方策である実施計画を統合して策定しました。なお、実施計画は毎年度計画の見直しを行い、社会状況の変化に柔軟に対応していきます。

2 プランの位置付け

市政運営の最上位計画である「第2次燕市総合計画」は、市政運営の包括的な方向性を示し、各分野別の個別計画に具体的な基本方針を与えるものです。

対して本プランは、「第2次燕市総合計画」の着実な推進をサポートするための本市の行財政運営の指針となるものです。限られた経営資源を有効に活用し、最小の経費で最大の成果をあげながら、常にその組織及び運営の合理化を目指して、行政経営手法、組織・人事管理、財政運営等の方針について定め、「第2次燕市総合計画」を下支え、補完するプランとして着実な推進を図っていきます。

3 計画期間 中間評価・見直し：中間評価の実施に関する事柄を追加

本プランの計画期間は、第2次燕市総合計画の計画期間と合わせて、平成28年度から34年度までの7年間とし、実施計画については向こう4年程度を見通した計画を策定し、1年ごとに内容の更新、見直しを行います。

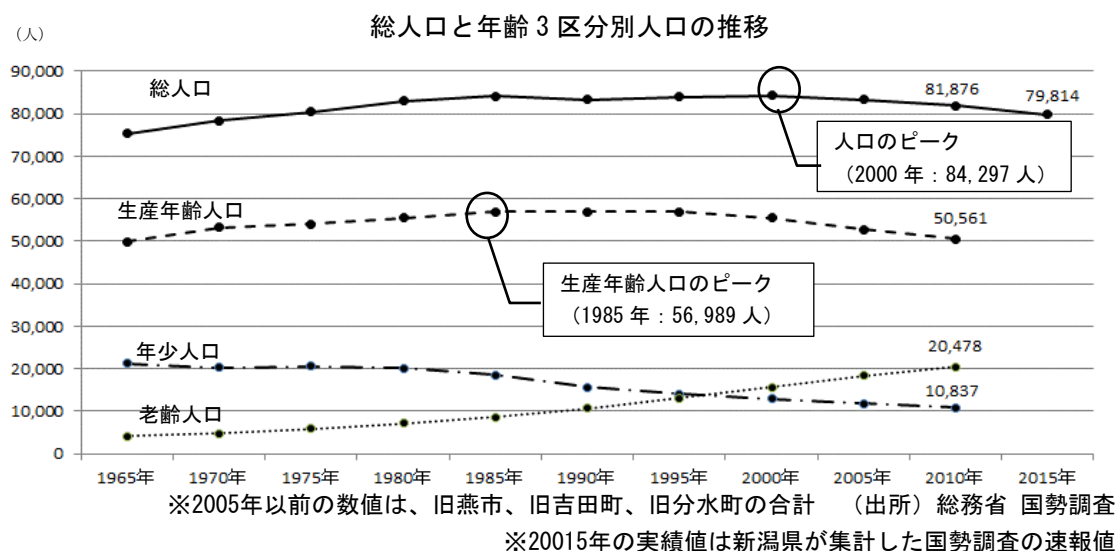
	行政改革推進プランの計画期間						
	H28	H29	H30	R1 (H31)	R2 (H32)	R3 (H33)	R4 (H34)
プラン							
実施計画							

※ 令和元年度（計画期間の中間年度）に、前半の成果等を振り返り、後半の実施計画における実効性の向上を目的とした本プランの中間評価を実施しました。

4 本市の現状と課題

（1）人口構造の変化とその影響

本市の人口は、2000年の84,297人をピークに減少に転じましたが、生産年齢人口（15歳～64歳）は1985年から既に減少を続けている一方、高齢人口（65歳以上）は一貫して増加しており、今後もその傾向が続くことが予想されます。そのため、人口の変化を背景とした様々な課題が表出してきました。



①歳入の減少、財政の硬直化

本市の財政指標は、行政改革などの効果もあり、改善がみられますが、今後、地方交付税については合併算定替による特例期間の終了に伴い、段階的に縮減される見込みであり、市税についても労働人口の減少や景気低迷などの社会情勢の変化から、大きな伸びが見込めない状況にあります。

一方、歳出については人口構造の変化などに伴い、社会保障関係経費の増加傾向が続くと見込まれるため、市の財政状況は厳しさを増し、政策的経費が圧迫されるなど、財政の硬直化が進むことが考えられます。

②公共施設等に係る財政負担の増加

市内各地域の人口増加や市街地の拡大、経済成長などに合わせて整備した建物、上下水道や道路・橋りょうなどの公共施設等が一斉に更新時期を迎え、維持・更新の経費が今後大きな財政負担となってくることが懸念されます。

（２）行政ニーズの多様化、複雑化と協働の進展

市民の価値観やライフスタイルの多様化が進む中、従来のような均一的、画一的なサービスで適切に対応することは困難な状況となっています。このため、地域の課題を自発的に解決する市民、地域団体、NPO（非営利団体）、ボランティア、民間企業などの多様な主体がそれぞれの特性を活かして役割を分担する「協働型社会」の構築が必要となっています。

（３）地方分権の進展

地方分権の進展により、地域における自主性の強化と自由度の拡大が図られました。地方分権時代にあっては、地方自治体は自らの責任と判断で地域の実情を踏まえた施策を立案の上執行し、その結果責任も負うこととなります。地方分権改革の成果を活用し独自の取り組みを進めるとともに、改革を積極的に提案し、住民に対する情報発信に努めていく必要があります。

5 これまでの行政改革の成果

(1) 財政的効果

平成 20 年度から平成 27 年度までの 8 か年の計画期間で、各年度の効果額を合計すると約 22 億 2,400 万円の財政的効果が得られました。また、財政的効果の中には、取り組みを実施した年度以降もその効果が継続すると考えられるもの（継続的效果額※）が含まれており、その考え方に基づいて効果額を算出した場合には、約 86 億 4,200 万円の財政的効果が得られたと考えることができます。

■前期実施計画

(百万円)

実 施 項 目	H20	H21	H22	H23	前期 合計
業務改善運動の推進	2	3		17	22
定員適正化計画に基づく人件費の削減	251	183	92	294	820
遊休土地（未利用地）の売却	44	40	15	98	197
有料広告等の募集	3	3	4	4	14
補助金交付の適正化の推進		23	16	1	40
公の施設の管理形態の見直し（指定管理者制度の活用）	18	4			22
使用料・手数料などの見直し	7				7
第三セクターの見直し		4	2	8	14
時間外勤務手当の削減	1	9	6		16
単年度効果額 合計	326	269	135	422	1,152
継続的效果額※ 合計	0	278	495	605	1,378
累 積 額	326	547	630	1,027	2,530

■後期実施計画

(百万円)

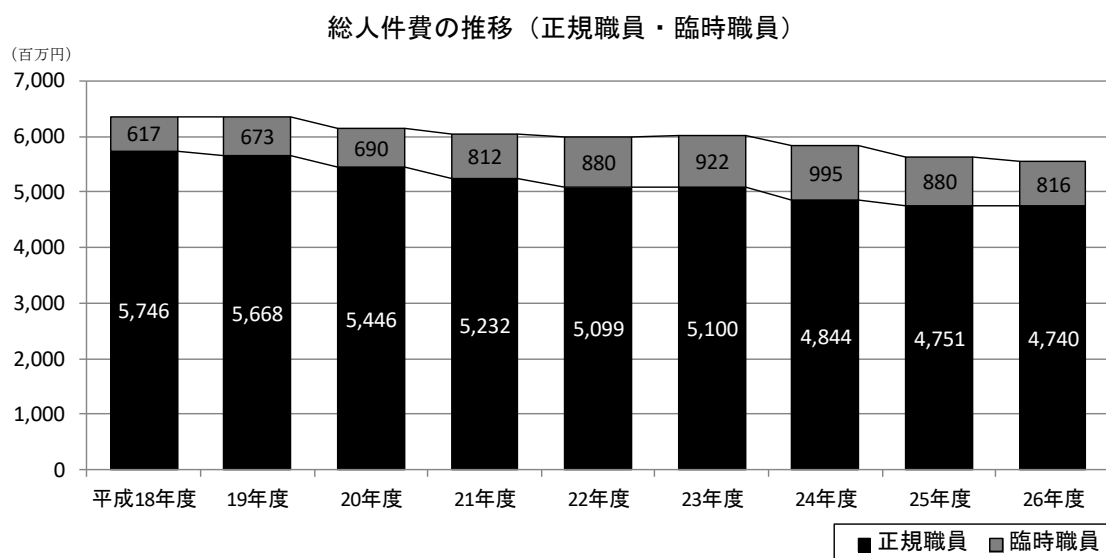
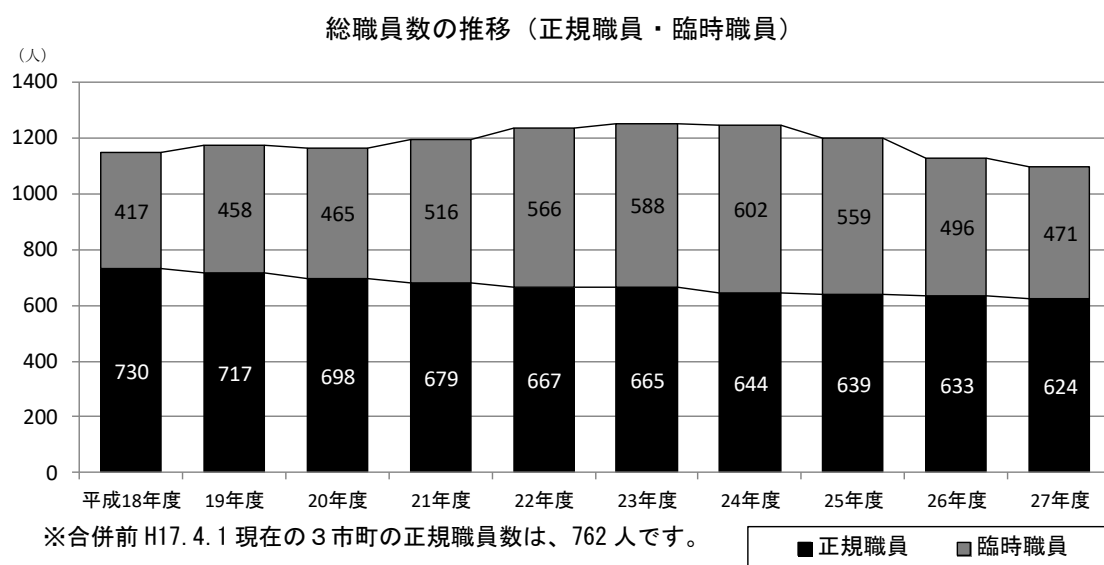
実 施 項 目	H24	H25	H26	H27 (見込)	後期 合計	総計
行政コストの削減	13	48	66	45	172	
自主財源の確保	171	44	100	30	345	
定員適正化の確実な推進	169	87	55	69	380	
公共施設・市有財産の有効活用	2	74	59	0	135	
民間活力の積極的な導入	5	6	8	21	40	
単年度効果額 合計	360	259	288	165	1,072	2,224
継続的效果額※ 合計	925	1,091	1,350	1,674	5,040	6,418
累 積 額	1,285	1,350	1,638	1,839	6,112	8,642

※継続的效果額：取り組みを実施した年度以降もその効果が継続すると考えられるものについて、その実績を累積し、算出した効果額

（２）主な取り組み

①定員適正化計画の推進による職員数、人件費の削減

「第１次 燕市定員適正化計画」（計画期間：H19～H23）並びに「第２次 燕市定員適正化計画」（計画期間：H24～H28）に基づいて職員数の削減を行い、平成19年4月1日現在と比較して平成27年4月1日現在で、正規職員を93人減員しました。また、人件費についても平成19年度決算から平成26年度決算までに、累計7億8,500万円削減されました。



②新庁舎建設による経常経費の削減、窓口サービスの向上

合併後 3 つの庁舎での分庁舎方式を採用していましたが、平成 25 年度に新庁舎へ統合したことにより、庁舎に係る経常経費が平成 26 年度までの 2 年間の累計で 1 億 2,500 万円削減されました。

また、新庁舎への移転と同時に「総合証明窓口」を設置するとともに 1 階フロアに各種届出・相談窓口を集中配置することで、ワンストップのサービスを開始し、庁舎案内、窓口誘導、申請書の記載支援などを行うフロアマネージャーの配置を行いました。その結果、市役所お客様アンケートの実施結果によれば、多くのお客様から「便利になった」との評価を頂きました。

③幼稚園・保育園適正配置実施計画による幼稚園・保育園の統廃合

「燕市幼稚園・保育園適正配置実施計画」に基づき、幼稚園・保育園の適正配置を行いました。これにより、維持管理経費の削減だけでなく、不要となった施設の有効活用を図りました。

幼保一体化	燕南幼稚園 南保育園	⇒	燕南こども園
	燕保育園 燕西幼稚園	⇒	燕こども園 ※H28.4 開園予定
統合・民営化	吉田南保育園 吉田八千代保育園 吉田旭保育園	⇒	きららおひさまこども園
統合	長所保育園 三方崎保育園	⇒	三方崎保育園
	吉田中央保育園 吉田神田保育園	⇒	よしだ保育園
園舎の活用	燕西幼稚園	⇒	(仮称)燕西児童クラブ ※H29 年度開設予定
	吉田南保育園	⇒	児童発達支援・放課後等デイサービス 「きららにじぐみキッズ」 吉田南地区協議会事務所
	吉田八千代保育園	⇒	障がい者福祉サービス事業所「すきっぷ」
	吉田旭保育園	⇒	小規模多機能センターあさひ グループホームあさひ
	吉田神田保育園	⇒	ワークセンターやすらぎ

④民間活力の導入

公の施設について、管理の在り方の検証を行いながら、図書館、体育施設、道の駅施設などについて指定管理者制度を導入し、運営コストの削減と市民サービスの向上など、公の施設の効率的・効果的な管理運営を図りました。

また、総合文化センター及び防犯灯については ESCO 事業※を導入して、省エネルギー化が図られるとともに、改修費、光熱水費などのトータルコストについても削減効果が得られました。

その他、市民課窓口における民間企業からの派遣職員の配置や統合した学校給食センターの調理・配送業務の民間委託への転換、東町公園整備での市負担の軽減などにより、市民サービスの向上や経費の削減が図られています。

※ESCO 事業：ESCO（Energy Service Company）事業とは、事業建物の電気設備等の省エネルギーに関する包括的なサービス（省エネルギー診断・設計・施工・導入設備の保守・運転管理・事業資金調達など）を ESCO 業者が提供し、それによって得られる省エネルギー効果を事業者が保証し、削減した光熱水費の中から ESCO サービス料と顧客の利益を生み出す事業のこと。
--

6 プランの目指す姿

今後、財政の大きな好転が望めない中においても、将来にわたりより良い行政サービスを提供することは行政の責務です。行政サービスの維持・向上と同時に、戦略的な施策に注力するためには、既存の事務・事業の効率化、財政的・人的な資源配分の見直しなどが必要です。

そのため、行財政運営の継続的な改善を行い、「持続可能な行財政運営」の確立を図ります。

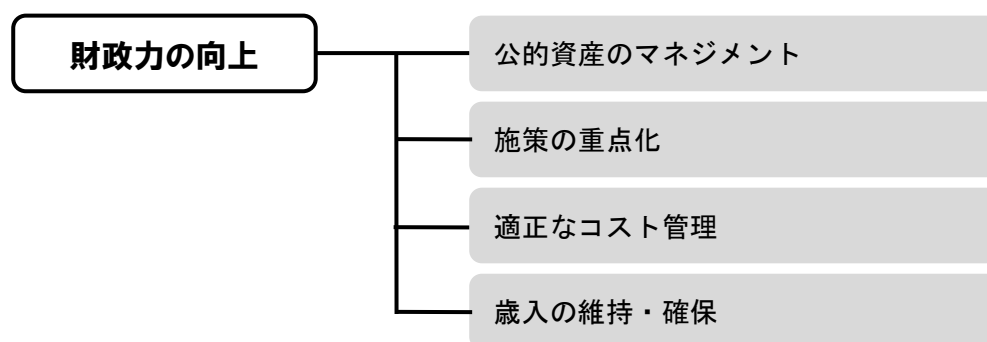
7 プランの基本的方向

中間評価・見直し：各基本的方向の補足や強化

これまでの行政改革を継承しながら、新たな行政課題や市民ニーズに的確に対応するため、次の三つの基本的方向を掲げ、行政改革に取り組みます。

【 方向1 財政力の向上 】

社会保障関係経費の増加に加え、公共施設等の老朽化に伴う維持補修費が増大する一方で、合併による優遇措置が終了していく中、**人口減少や人口構造の変化から**市税の増加も見込めないため、本市の財政を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。これらの状況に柔軟に対応し、**人口減少社会に対応した**戦略的なまちづくりを行うとともに、市民ニーズや時代の要請にあった、質の高い行政サービスを安定的・持続的に提供するため、健全な財政の維持・強化に努めます。



（１）公的資産のマネジメント

公共施設の**適切な管理運用や計画的な統廃合等を推進**し、維持更新に係る経費の縮減や平準化により、財政負担の軽減を図るとともに、効果的な活用に努めます。

（２）施策の重点化

限られた財源を有効に活用するため、**事務事業の見直しなどを一層進め**、予算配分等における選択と集中を推進するとともに、明確な目標設定に基づいた成果重視の事業実施に努めます。

（３）適正なコスト管理

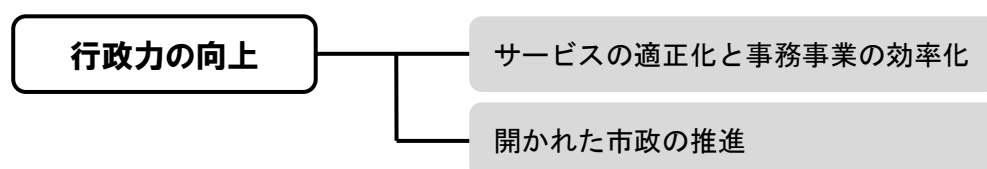
経常的な経費について徹底したコスト削減を目指すとともに、一般会計、公営企業会計及び特別会計の全ての会計について歳出の適正化を図ります。

（４）歳入の維持・確保

負担の公平性の観点からも、市税等収納率の向上、**使用料・手数料の負担水準の適正化**や適切な債権管理を図るとともに、市有財産を活用した歳入の創出など、多様な財源の確保に努めます。

【 方向2 行政力の向上 】

質の高い行政サービスを継続していくため、**AI や RPA などの情報通信技術の導入と積極的な活用等により**業務の効率を高めるとともに、サービスのあるべき姿を検討し、**時代の変化により効果が薄くなった事業や一定の成果に達した事業の見直し等の適正化**に努めます。そのためには、行政と市民との間の情報共有が不可欠であることから、**情報発信力や情報収集力の一層の充実・強化**を図ります。



（１）サービスの適正化と事務事業の効率化

厳しい財政状況の中で安定的に行政サービスの提供を行うため、**サービスの全体バランスや行政の持続可能性を考慮しながら**あるべき行政サービスの姿を検討し、サービスの拡大・縮小や**廃止**をバランス良く行うことで、利便性の向上とともに**適正な**サービスの継続性を高めます。同時に、日常業務の無駄を洗い出し、改善を積み重ねることにより、事務事業の効率化に努めます。

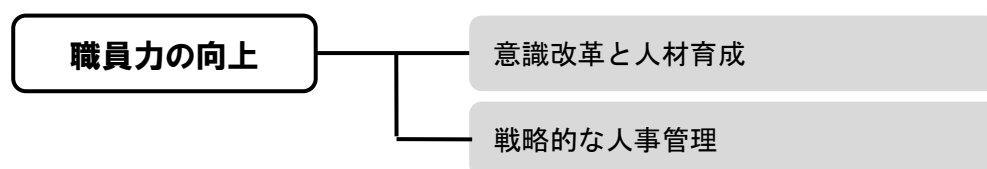
（２）開かれた市政の推進

広報や公式ウェブサイト、SNS 等の情報発信媒体を効果的に活用しながら、本市が保有している多様な情報をわかりやすく、積極的に公開していくとともに、市民ニーズを的確に把握し、市政に反映していくための取り組みを強化・推進します。

【 方向3 職員力の向上 】

高度化・複雑化する市民ニーズを的確に捉え、適切に対応するとともに、激しく変化する社会情勢に対応した施策を効果的に実行していくため、高い意識と職務遂行能力を持った職員の育成を図ります。同時に、組織横断的な取り組みが一層求められることから、多様な職種を効果的に活用した柔軟で横断的な組織づくり、施策や行政需要の変化に応じた体制整備を進めます。

また、効率的で質の高い働き方を推進するため、ワーク・ライフ・バランスの向上や働き方改革に関する取組を行います。



（１）意識改革と人材育成

「人材育成基本方針」に基づき“市民のために 経営感覚を持ち 自発的に考え 行動する職員”を育成するとともに、職員一人一人が一層効率的に業務を進めるため、働き方改革等を推進します。

（２）戦略的な人事管理

意欲と能力のある人材の確保を図るとともに、高度化する戦略的施策や、政策課題に迅速かつ的確に対応するための組織体制構築と、多様な職種を効果的に活用し、実情に即した定員管理の適正化を推進します。

8 プランの目標指標

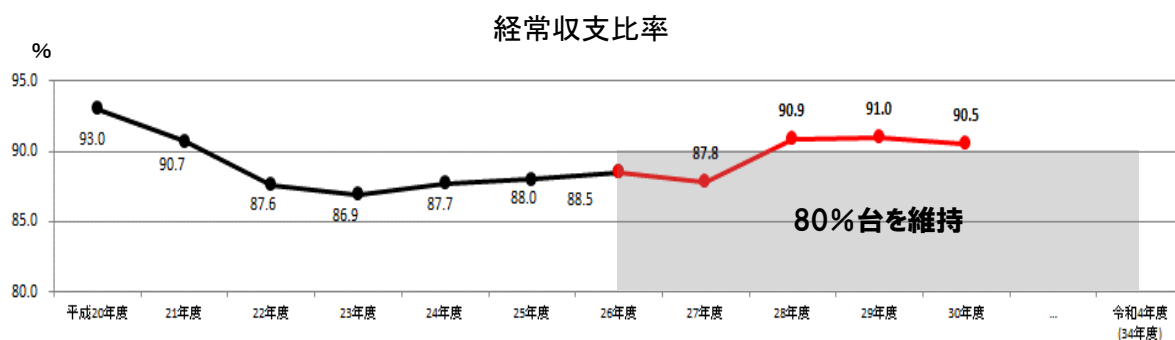
中間評価・見直し：各グラフを最新値まで延伸

【 方向1 財政力の向上 】

(1) 経常収支比率

経常収支比率とは、財政構造の弾力性を判断するための指標の一つです。地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源を、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費にどの程度充当しているかを表す比率です。数値が上昇するほど財政の弾力性が失われていることを表しています。

本市では社会保障関係経費増大のため、平成 23 年度以降経常収支比率の上昇が続いており、今後もその傾向が続くと予測されるため、80%台を維持することを目標とします。



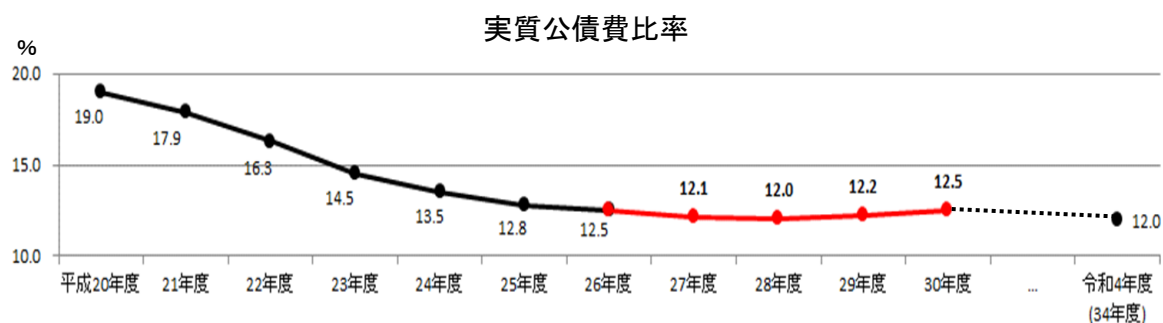
中間評価・見直し：H27~H30の実績値を追加

(2) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、標準財政規模に対し地方税などの一般財源をどの程度、実質的な公債費に充当しているかを表す比率です。

実質的な公債費とは、公営企業への繰出金や一部事務組合に対する負担金のうち、公債費に充てるものなどを含めた、市で負担しなければならない借入金の返済に要する費用のことです。この比率が18%を超えると地方債の発行に国や県の許可が必要になります。

本市では、普通交付税の基準財政需要額に算入される優良債を活用することで実質公債費比率を低下させてきました。今後も低下傾向を維持し、平成 34 年度までに 12%にすることを目標とします。

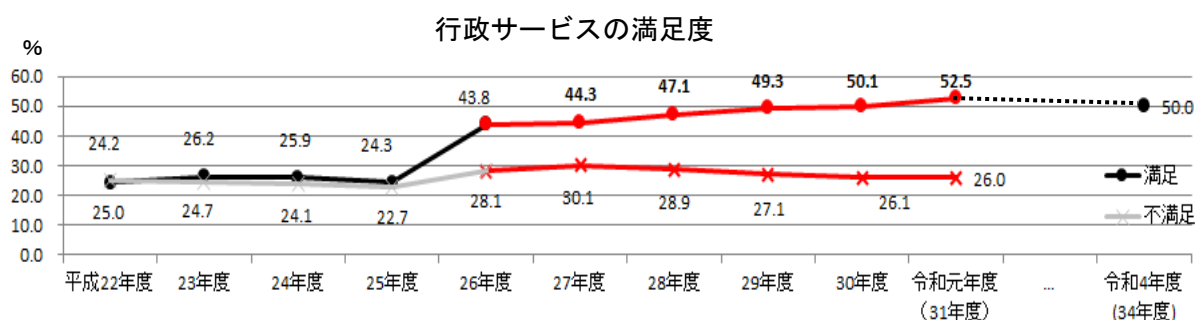


中間評価・見直し：H27~H30の実績値を追加

【 方向2 行政力の向上 】

(1) 行政サービスの満足度

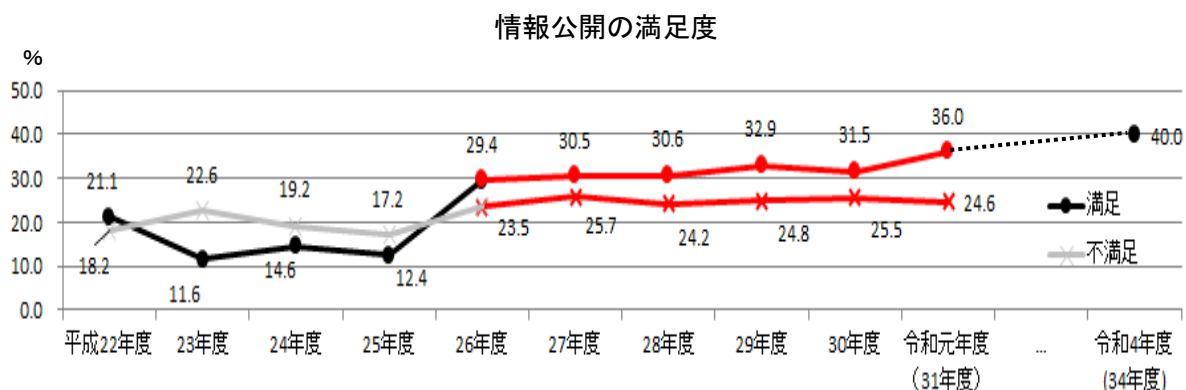
本市では、市政に対する市民ニーズを把握することを目的に、毎年、無作為抽出した市民を対象に市民意識調査を実施しています。その中の行政サービスの満足度は、20%台で推移していましたが、平成26年度に急激に高まりました。今後は、その評価を落とすことなく、平成34年度には50%に上昇させることを目指します。



中間評価・見直し：H27~R1の実績値を追加

(2) 情報公開の満足度

前項と同じく市民意識調査において、情報公開の満足度については、上昇・下降の変動はあるものの、平成26年度には急激に満足度が高まりました。この項目についても、満足度を下げることなく、平成34年度には40%に上昇させることを目指します。

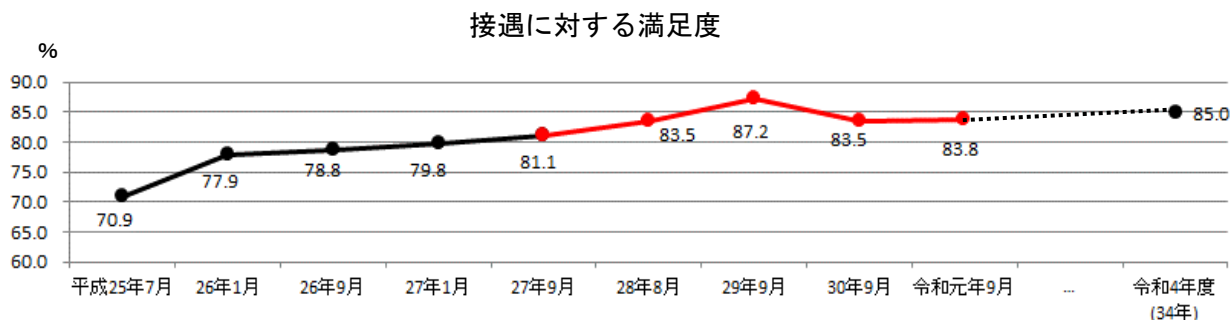


中間評価・見直し：H27~R1の実績値を追加

【 方向3 職員力の向上 】

(1) 接遇の満足度

新庁舎への移転を契機として、平成 25 年度より来庁されたお客様へのアンケートを実施しています。平成 27 年 9 月実施の来庁者アンケートでは、接遇に対する満足度は 81.1%でした。この満足度を 85%以上まで高めることを目標とします。



中間評価・見直し：H27~R1の実績値を追加

(2) 行政職員としての意識評価

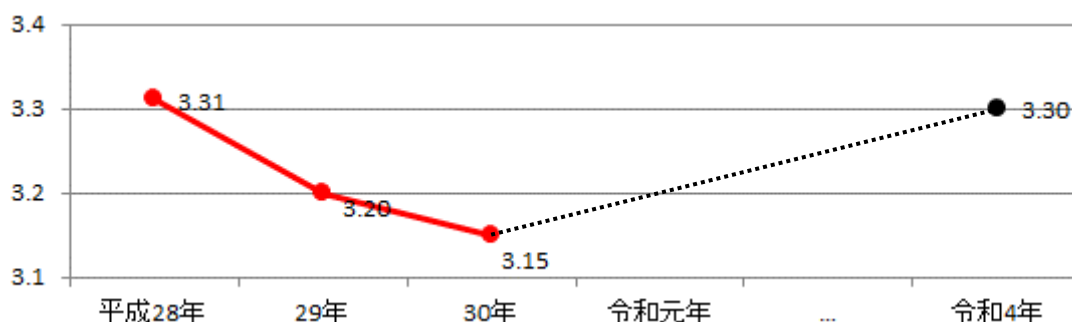
中間評価・見直し：目標値を追加

本プラン策定時において、「誇りや使命感をもって仕事に取り組んでいる職員の割合」など、行政職員としての意識を数値化し、その数字を高めることを目標として職員への意識調査を踏まえ、目標値の設定を行うこととしておりました。

その後実施した職員アンケートにおいて、ほとんどの職員から仕事に対する誇りや使命感が確認できたことから、本プランでは、その誇りや使命感を、社会情勢や市民ニーズを的確に捉えた施策の推進につなげるため、市民ニーズの実現に必要な、政策形成能力の向上を目標に設定します。

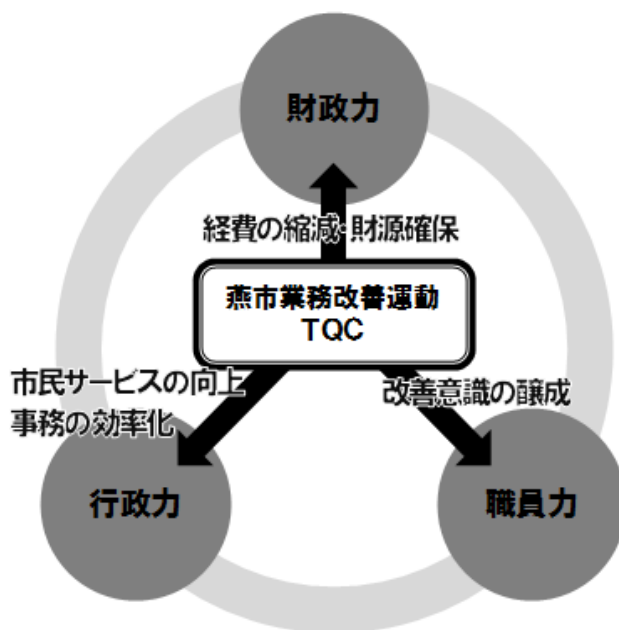
そこで、求められる政策形成能力と現状を職員自身が比較し、自己評価した上で、人事評価制度として客観的に上司が評定する政策形成能力に関する評価点(平均)を 3.3 点以上まで高めることを目指します。

点 政策形成能力の評価点



9 燕市業務改善運動「TQC(Tsubame work Quality Challenge)」の推進

TQC の概念図



これからの行政改革においては、これまで行ってきた取り組みを持続・継続して行うとともに新たな改革を生み出す必要があるため、職員一人ひとりが自主的に改革に取り組む風土づくりが最も重要となります。

燕市業務改善運動「TQC (Tsubame work Quality Challenge)」(以下TQC)は、一般的なTQC (Total Quality Control: 全社的品質管理) の全組織参加の特徴に着目し、全庁を挙げた業務改善の提案、身近な実践の積み重ねによって、職員が当事者意識を持ち、自ら課題を発見し、行政改革に向けた意識向上を図ることを目的に、平成25年5月から実施しています。

「日本一輝いているまち 燕市」を目指すためには、①定型業務を確実に遂行し、②現状をよりよくし、③新しい価値を生み出す市役所づくりを行っていく必要があります。そのため、TQCは、「基本実践」と「自主実践」の2つにより実施しています。

「基本実践」は、全ての所属・職員が参加して行う共通の取組項目で、各所属ごとに毎年度継続的に点検・評価を行った上で、次年度の活動につなげています。「自主実践」は、さらに「業務レベル」と「事業レベル」に分けられます。「業務レベル」は各所属が日常業務で抱えている課題をそれぞれで設定し、改善に向けて取り組む事項です。「事業レベル」はさらに進化させ、時には、制度・仕組みの見直しや、所要の予算措置を行って、政策的課題解決に取り組む事項です。

TQCの取り組みは、「①情報の共有化につながる改善」、「②職場のエコ・美化につながる改善」、「③効率化・時間短縮につながる改善」、「④ミスの防止につながる改善」、「⑤経費の縮減・財源確保につながる改善」及び「⑥市民サービスの向上につながる改善」の6つの視点から改善を行っており、本プランの目指す方向性である「財政力」「行政力」に直結するものです。また、改善を職員自らが考え、自らで実践し、更にその情報を共有することにより、行政改革につながる意識の醸成が図られることから、「職員力」の向上にも寄与するものです。

そのため、今後もTQCの活動をより深化させ、行政改革の質を高めていきます。

10 プランの進行管理

（１）行政改革の推進体制

全庁的に改革を推進していくための内部組織である「燕市行政改革推進本部」（市長を本部長とし、市幹部職員で組織）が中心となり、職員が一丸となって行政改革を推進します。

また、市民、有識者等で組織する「燕市行政改革推進委員会」に行政改革の実施状況を定期的に報告し、委員会からの意見を活かすことで、さらなる行政改革の推進に努めます。

（２）行政改革の実施状況の公表

行政改革の実施状況については、本市の公式ウェブサイト等で公表します。

（３）PDCAサイクル

全ての職員が地域経営の意識を持ち、目標設定を行った上で業務に取り組み、PDCA（計画（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→改善（Action））サイクルによる進捗管理を徹底していきます。

実 施 計 画

【今回送付の中間評価実施項目別明細表と同様の内容を掲載予定のため割愛】

資料編

1. 策定、中間評価・見直し経過
2. 燕市行政改革推進委員会
 - (1) 燕市行政改革推進委員会要綱
 - (2) 燕市行政改革推進委員会委員名簿
 - (3) 諮問・答申書
3. 行政改革大綱後期実施計画進捗状況一覧表

1 策定、中間評価・見直し経過

(1) 策定経過

期 日	会議名等	内 容
平成 27 年		
5 月 19 日(火)	平成 27 年度 第 1 回 燕市行政改革推進委員会	・平成 27 年度の審議スケジュール説明 ・燕市行政改革大綱後期実施計画 「平成 27 年度実施計画」について審議
5 月 25 日(月)	平成 27 年度 第 1 回 燕市行政改革推進本部会議	・燕市行政改革大綱後期実施計画の進捗管理について報告
7 月 28 日(火)	平成 27 年度 第 2 回 燕市行政改革推進本部会議	・新燕市行政改革大綱（仮称）の骨子（案）について協議
8 月 6 日(木)	平成 27 年度 第 2 回 燕市行政改革推進委員会	・第 1 回燕市行政改革推進委員会での質問事項について説明 ・燕市行政改革大綱後期実施計画 「平成 26 年度実施計画」の取組実績について審議 ・新燕市行政改革大綱（仮称）骨子について審議
11 月 24 日(火)	平成 27 年度 第 3 回 燕市行政改革推進本部会議	・燕市行政改革推進プラン（案）について協議
12 月 8 日(火)	平成 27 年度 第 3 回 燕市行政改革推進委員会	・燕市行政改革推進プラン（案）について諮問 ・策定スケジュールについて説明 ・燕市行政改革推進プラン（案）について審議
平成 28 年		
1 月 25 日(月)	平成 27 年度 第 4 回 燕市行政改革推進本部会議	・燕市行政改革推進プラン（案）について説明
1 月 27 日(水)	市議会議員協議会	・燕市行政改革推進プラン（案）について（中間報告）
2 月 2 日(火) ～ 2 月 22 日(月)	—	・パブリックコメントの実施
2 月 26 日(金)	平成 27 年度 第 4 回 燕市行政改革推進委員会	・燕市行政改革推進プラン（案）について審議 ・燕市行政改革推進プランの答申（案）について審議
3 月 11 日(金)	—	・燕市行政改革推進プラン（案）について答申
3 月 23 日(水)	市議会議員協議会	・燕市行政改革推進プラン（案）について（最終説明）

(2) 中間評価・見直し経過

期 日	会議名等	内 容
令和元年		
6 月 27 日(木)	令和元年度 第 1 回 燕市行政改革推進本部会議	・燕市行政改革推進プランの中間評価・見直しの基本方針・スケジュールについて説明 ・燕市行政改革推進プラン令和元年度実施計画について協議
7 月 12 日(金)	令和元年度 第 1 回 燕市行政改革推進委員会	・燕市行政改革推進プランの中間評価・見直しの基本方針・スケジュールについて説明 ・燕市行政改革推進プラン令和元年度実施計画について審議
10 月 28 日(月)	令和元年度 第 2 回 燕市行政改革推進本部会議	・燕市行政改革推進プランの中間評価報告書(案)及び燕市行政改革推進プランの見直し(素案)について協議 ・燕市行政改革推進プラン令和元年度実施計画の取組状況について協議
11 月 8 日(金)	令和元年度 第 2 回 燕市行政改革推進委員会	・燕市行政改革推進プランの中間評価報告書(案)及び燕市行政改革推進プランの見直し(素案)について審議 ・燕市行政改革推進プラン令和元年度実施計画の取組状況について審議
12 月 3 日(火)	市議会議員協議会	・燕市行政改革推進プランの中間評価報告書について(報告) ・燕市行政改革推進プランの見直し(素案)について(中間報告)
12 月 日() ～ 1 月 日()	—	・パブリックコメントの実施
令和 2 年		
1 月 27 日(月)	令和元年度 第 3 回 燕市行政改革推進本部会議	・燕市行政改革推進プランの見直し(案)について協議 ・燕市行政改革推進プラン令和元年度実施計画の取組実績について協議
2 月 日()	令和元年度 第 3 回 燕市行政改革推進委員会	・燕市行政改革推進プランの見直し(案)について審議 ・燕市行政改革推進プラン令和元年度実施計画の取組実績について審議
3 月 日()	市議会議員協議会	・燕市行政改革推進プランの見直し(案)について(最終報告)

※予定している見直し経過については、今後実績に基づき調整します。

2 燕市行政改革推進委員会

(1) 燕市行政改革推進委員会要綱

平成 18 年 3 月 20 日

告示第 4 号

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして合理的かつ効率的な市政の実現を推進するため、燕市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、市の行政改革の推進に関する重要事項を調査し、及び審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 委員会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、企画財政部企画財政課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日告示第 59 号)

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 22 日告示第 34 号)

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 燕市行政改革推進委員会委員名簿

①策定時

(五十音順・敬称略)

氏名	所属等	備考
池 田 弘	会社役員	
遠 藤 貴 子	一般公募	
喜 多 栄 太	会社員	
笹 川 常 夫	燕市自治会協議会監事	会長代理
高 橋 真由美	会社役員	
田 中 進	一般公募	
田 村 秀	新潟大学 法学部 教授	会 長
細 野 美 恵 子	社会教育委員	
三 井 田 可 人	元 道の駅国上事務局 元 燕市生涯学習推進協議会委員	
山 崎 綾 子	心理カウンセラー ICT サポーター	

②中間評価・見直し時

(五十音順・敬称略)

氏名	所属等	備考
池 田 弘	会社役員	
伊 皆 桂 子	社会教育委員	
亀 倉 党 馬	一般公募	
笹 川 俊 作	燕市自治会協議会監事	会長代理
田 村 秀	長野県立大学 教授	会 長
戸 塚 健 一	会社員	
仲 村 厚 子	行政書士	
原 田 雪 枝	会社役員	
廣瀬 世恵子	元 越後吉田郵便局長	
三井田 可人	元 道の駅国上事務局 元 燕市生涯学習推進協議会委員	

(3) 諮問・答申書

燕 企 第 5 3 3 号

平成 2 7 年 1 2 月 8 日

燕市行政改革推進委員会

会 長 田 村 秀 様

燕 市 長 鈴 木 力

燕市行政改革推進プランについて（諮問）

燕市行政改革推進委員会要綱第 2 条の規定に基づき、貴委員会に意見を賜りたく諮問いたします。

平成28年3月11日

燕市長 鈴木 力 様

燕市行政改革推進委員会
会 長 田 村 秀

燕市行政改革推進プランについて（答申）

平成27年12月8日付、燕企第533号で諮問された「燕市行政改革推進プラン（案）」について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

なお、計画の推進に当たっては、下記事項に留意し、審議過程において出された各取り組み内容に対する個別の意見・要望等について十分に検討され、真摯に取り組まれることを要望します。

記

1. これまでの行政改革の取り組みや成果を検証しながら、更なる改善を図るように努められたい。
2. 行政改革が果たすべき使命は、市財政の健全化だけではなく、本市を住みよいまち、素晴らしいまちとすることが重要であるため、これまで以上に市民サービスの維持・向上に取り組み、市民満足度が向上するよう努められたい。
3. 行政改革の推進には市民の理解と協力が不可欠であるため、市民に対して取り組み内容や進捗状況をわかりやすく広報・周知するよう努められたい。

3 行政改革大綱後期実施計画進捗状況一覧表 (H28.3 現在の見込)

(計画期間：平成 24 年度～27 年度)

達成状況評価	5：取組によって想定以上の成果が得られた。 4：取組のすべてを実施し、見込通りの成果をあげた。 (期待通りの成果物が得られた) 3：取組のすべてを実施した。 2：取組方針等を策定した。 1：協議・検討中。
--------	---

◆「財政の健全化」に向けて

実施項目		財政的効果額（百万円）		達成状況 評価	次期プラン への継続
		当初見込	実績（見込）		
No.1 行政コストの削減					
	1-1 ジェネリック医薬品の利用促進	110	142.5	4	継続
	1-2 事務事業（補助金・委託料等）の見直し	20	4.7	3	継続
	1-3 経常経費の削減	8	22	3	継続
	1-4 収納一元化の実施	7	2.5	3	継続
No.2 自主財源の確保					
	2-1 市有財産（未利用）の売却、貸し付け	293	343.6	3	継続
	2-2 自動販売機設置場所の貸し付けの入札実施	1	1.3	2	継続
	2-3 ふるさと納税制度の活用	—	56.4	5	—
No.3 定員適正化の確実な推進					
	3-1 定員適正化計画の着実な実施	361	311.8	2	継続
	3-2 幼稚園、保育園の適正配置（幼保一体化）、民営化の推進	79	67.9	4	継続
No.4 適正な受益者負担の検証					
	公共施設使用料等の検証	—	—	1	継続
No.5 公共施設・市有財産の有効活用					
	5-1 新庁舎の建設、移転	48	125	4	—
	5-2 公共施設の統廃合、機能の見直し等の検討	—	9.5	1	継続

◆「行政サービスの向上」に向けて

実施項目		財政的効果額（百万円）		達成状況 評価	次期プラン への継続	
		当初見込	実績（見込）			
No.6 窓口手続き等に関する利便性の向上						
	6-1	顧客起点の行政サービスの徹底 （新庁舎での総合窓口、ワンストップサービス等）	—	—	3	継続
	6-2	コンビニ収納の実現	—	—	3	—
	6-3	住民票等の交付取扱い郵便局の 拡大	—	—	4	—
No.7 民間活力の積極的な導入						
	7-1	公共施設における ESCO 事業の 導入	2	8.3	4	—
	7-2	指定管理者制度の導入・業務の民 営化等の検討	31	30.9	2	継続

◆「行政サービスの向上」に向けて

実施項目		財政的効果額（百万円）		達成状況 評価	次期プラン への継続
		当初見込	実績（見込）		
No.8 職員の意識改革と政策集団への変革					
	8-1 業務改善の提案、実践の促進	—	—	3	継続
	8-2 職員研修の実施	—	—	3	継続
	8-2 人材育成に主眼を置いた 人事評価の実施	—	—	3	継続
No.9 透明性の高い行政運営					
	各部局の取組目標の設定、 わかりやすい行政資料の公表	—	—	3	継続
No.10 他の自治体との連携による相互成長・発展					
	県内外の自治体との連携	—	—	3	—